

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画上下諏訪木地区地区計画を次のように決定する。

名称		上下諏訪木地区地区計画
位置		新潟市南区上下諏訪木字論地の一部
面積		約4.2ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道460号及び事業中の国道8号白根バイパスなどに隣接するなど交通の利便性が高い地区である。また、既に開発行為により商業地が形成され、周辺の商業集積とともに、南区白根地区における商業機能を担う地区となっている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、今後とも隣接する住宅地の環境に配慮した、良好な商業環境の保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>近隣の住宅地と共存可能な生活利便施設や沿道サービス施設が立地する商業地としての良好な土地利用を保全する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>近隣の住宅地の環境に配慮した商業環境の保全を図るため、大規模な商業施設について立地制限を行う。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かな商業地を目指すため、敷地内の道路に面した部分に植樹を施し、緑化の推進を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、かつ、その店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が3,000平方メートルを超えるもの。</p>
--------	------------	-----------	---

「区域は計画図表示のとおり」

理由

隣接する住宅地の環境に配慮した、良好な商業環境の保全を図るため。

